

## 第9回平和に関する市民勉強会議事録

文責：浜田

【日時】2008年3月9日(日) 13:30～15:40

【場所】かしはら万葉ホール3階会議室

【参加者数】14名

【テーマ】兵役拒否

【概要】

- [ 1 ] 問題提起「兵役拒否の思想」 小谷勝彦氏(アムネスティ奈良グループ)
- [ 2 ] 参加者全員での話し合い
- [ 3 ] 地元の小学校の取り組み紹介

【勉強会内容】

[ 1 ] 問題提起 :『兵役拒否の思想』

( 1 ) はじめに(自己紹介を兼ねて)

- ・ 以前、この勉強会で徴兵制になれば反戦運動が盛り上がるのではないかという話が出た。平和運動に関わる人の中にも徴兵制賛成者がいて論争がある。私は徴兵制に反対なので、その立場から話をしたい。
- ・ 思想的に好きなのは、石橋湛山、宇都宮徳馬、チャップリン、本田勝一、鈴木邦男など
- ・ 今回の話に関係する書籍:「かさをささないシラクさん(谷川俊太郎)」「世界の人権 2007(アムネスティレポート)

( 2 ) 兵役拒否の紹介

- ・ 世界の良心的兵役拒否の状況の紹介・・・以下の国で兵役を拒否して投獄されるなどしている。  
シンガポール、韓国、エリトリア(アフリカ)、アメリカ、イスラエル、アルメニア、ギリシャ、フィンランドを紹介
- ・ 兵役拒否の種類  
「良心的兵役拒否」:有名なのはボクシングチャンピオンのモハメド・アリ(3年服役)  
「脱走兵」:ジェンキンスさんが該当  
「兵役忌避」:兵役義務者が詐病などさまざまな手段を使って兵役を免れること
- ・ 兵役拒否の歴史  
近代的な徴兵制度はフランス革命に始まる。同時に徴兵反対の一揆が起こっている。  
兵役拒否は キリスト教の福音派 から起こった。その他に 絶対的平和主義の思想 個人の良心 政治的良心的兵役拒否(フランスのアルジェリアとの戦争時など)から起こるものがある。
- ・ 法律と兵役拒否  
市民的及び政治的権利に関する国際条約(B規約)があり、第8条3項(a)に「何人も強制労働に服することを要求されない」とあるが、例外として、軍事的性質の役務と良心的兵役拒否が認められている国で要求される代替役務が記載されている。  
日本では、憲法13条(個人の尊重)と18条(奴隷的拘束及び苦役からの自由)によって徴兵制度はできないという政府見解が以前にある。

( 3 ) 良心的兵役拒否

- ・ アムネスティの見解  
「すべての人は良心あるいは個人的な深遠な確信に基づいて、法的あるいは事実上の刑罰を受

けることなく、兵役を拒否する権利を有することを確信している」

・ 良心的軍事拒否国家、良心的兵役拒否国家

1998年、99年頃、小田実、朝日新聞などが日本が目指す方向としてこの言葉を使っていた。

『日本は、いわば「良心的軍事拒否国家」としての道を選択した国だ。これまでよく言われて来た「非武装・中立」では、ただ、銃を取らないと決めただけのことだ。積極的に国として平和形成、維持の「市民的奉仕活動」を行ってはじめて、「平和憲法」の「平和主義」は生きる。』（小田実氏 1999年8月31日毎日新聞掲載）

・ 良心的兵役拒否者の一例

ドイツ：兵役代替義務活動として日本での奉仕活動を行なう人たち

イスラエル：レバノン攻撃を拒否し、数週間から数ヶ月間拘禁

韓国：年間100人くらいエホバの証人信者が兵役拒否していた。2000年頃からそれ以外の人に良心的兵役拒否が出始めた。2009年から良心的兵役拒否が認められる。

スイス：良心的兵役拒否が認められている。年間1000人くらい。

トルコ：良心的兵役拒否は認められていない。

(4) 徴兵制度のない日本の平和運動でやるべきこと

憲法9条だけが問題なのではなく、次のようなことが課題

良心的兵役拒否を知ること 良心的兵役拒否している人たちの支援

小型兵器・劣化ウラン弾の制限 子供兵士をなくすこと 国連強化、北朝鮮等の民主化

ホームレス・ネットカフェ難民支援 難民支援 など。

( ) はアムネスティでも取り組み可能)

[ 2 ] 質疑応答と議論

\* 個人名は記入していません。以下の( )内のアルファベットが同じ発言は同じ方の発言です。

< 兵役拒否に関する質疑応答 >

- (A) 徴兵される期間はどのくらいか。また良心的兵役拒否制度での代替役務の期間はどのくらいか。
- (K) 国によって異なるが、例えばドイツでは徴兵期間が9ヶ月で、代替役務期間も同じ。以前は代替役務期間の方が長かったが2004年10月から同じになった。また、徴兵1年、代替役務3年という国もある。
- (A) 韓国で来年良心的兵役拒否が認められるようになると、認めない国はトルコだけか。
- (K) 良心的兵役拒否制度がないのはトルコや北朝鮮・キューバなど少数になった。( \* 当日の発言を訂正)
- (H) イスラエルはどうか。
- (K) イスラエルはユダヤ教徒のイスラエル人に男女とも徴兵の義務があるが、女性には良心的兵役拒否が認められている。ただし、条件は厳しい。男性はユダヤ教のラビという指導者には認められているが、一般には認められていない。
- (S) 徴兵期間の収入はどうなっているか。
- (K) 食事代程度しか出ないことが多い。
- (Y) 制度があろうとなかろうと、兵役拒否をすると犯罪者扱いを受けると思う。そういう中ではたとえ制度があっても拒否するのはとても勇気のいることだと思う。
- (K) 第2次大戦時、日本に良心的兵役拒否をした人が3人いる。3人ともエホバの証人、ものみの塔の方だ。
- (Y) 市民は兵役拒否を敵前逃亡と感じてしまう。昔も今も、規則に従う、国に従う、ということに慣れきってしまっている。
- (K) 徴兵制にならないことが大事だが、そうなった場合でも良心的兵役拒否という制度が世界にはあること

や、兵役拒否で闘っている人がいるということを知っておいてもらえたらと思う。

(T) 日本の戦前に良心的兵役拒否をした人が3人いたとの話だったが、良心的兵役拒否という制度は日本にあったのか。

(K) 制度はなかった。そういう中で兵役拒否したので当然違法であり刑務所に入れられた。

(T) イギリスやアメリカでは第2次大戦時に良心的兵役拒否の制度があったのか。

(K) イギリスでは第1次大戦時からすでにあった。アメリカにもあった。

(T) 良心的兵役拒否を認められるには、宗教信仰以外に、思想、信条という理由でも良いのか。

(K) 最初は宗教的理由しか認められていなかったが、自分自身の良心、政治思想の理由でも認められるケースが多くなってきている。

また、制度上認められていない場合では、アメリカで、湾岸戦争反対、イラク戦争反対という理由で兵役拒否している人がいる。ドイツでもイラクへの派遣を拒否している人がいる。

ドイツでは兵役拒否者が多く、代替役務として老人介護等の福祉施設で働いている。徴兵制をなくすと福祉施設で働く人が減り、公費で代わりの人を雇うゆとりが無いので徴兵制をやめられないという話が出るほどだ。

< 「良心的」という言葉について >

(Y) 良心的兵役拒否と呼んでいるが、なぜ、「良心的」と付けているのか。

(S) 兵役も嫌で民間での代替役務も嫌だという人と同じように考えてほしくない、という意味で「良心的」と付けているのではないか。

(T) 「良心的兵役拒否」という言葉は制度の名称として正式に存在しているのではないか。

(N) 「良心的」拒否があるなら、「邪心的」拒否があるのか。兵役拒否に理由はいらぬ。

(Y) 「良心的兵役拒否」という言葉をそのまま受け入れてよいか、考えなくてはいけない。戦争にならないように、まして兵として戦争に行くことにならないようにしなくてはいけないので、そのためには兵役拒否をどういう視点で考えるかが重要になる。

(T) 徴兵制のある国では、皆軍隊に行き、戦争が起これば戦争に行かなくてはならないことになっている。殺されるのが嫌だからという理由は許されず、戦って死ぬときは死ぬというのが徴兵制の国の考えだ。ただ、宗教的な理由、良心の自由で人を殺してはいけないという堅い信念に基づいて兵役を拒否する人は認めましょう。これが「良心的兵役拒否」の制度だと思う。

「良心的」とは、自分が死ぬのが嫌だという理由ではなく、良心に基づいて人を殺したくないというのはわかるから認めよう、という意味で付けた名称だろう。

(K) 私は「良心的」という言葉は嫌いというより、苦手な言葉なので使わないようにしている。今回のテーマも「兵役拒否」とし、10年ほど前に書いた本も良心的という言葉は入れずに「兵役拒否宣言」とした。私自身、キリスト教などの宗教の信念に基づいているわけでもない。ガンジーの非暴力不服従、マーチン・ルーサー・キングの平和主義に影響を受けているが、絶対に銃を取らない、人を殺さないというところまで達観できていない。ただ、国家に命じられて戦争するのはおかしいのではないかと考えている。

(O) 「良心的」に深い意味はないだろう。殺人を拒否しているか、殺されるのが嫌で拒否しているかの違いで言葉が決まっている。実体としては両方とも軍隊に行かないという点で同じ行動になるので違いは重要でないとして世界的に認識されてきているのでは。そのために宗教的理由だけでなく、政治的理由も認められるようになってきているのだろう。

(N) 私は少し違う考えだ。キリスト教を背景にして戦争遂行的で戦争を正当化する考えが行き渡っている。

ここには良心的、邪心的という区別をする発想がある。一方、東洋には仏教の「殺すなかれ」という考えが底辺にある。戦争は殺し殺されるものだから、戦争や兵役を拒否するのに理由なんかいらぬはずだ。戦争を正当化する流れを汲んでいるから、「良心的」という言葉が出てくるのではないかと思う。

(Y) 自分が死ぬのが嫌だからという理由だって認められて良いと思う。

(T) ただ、制度としてはそういう理由は認められていない。私も殺されるのが嫌だから行かないという理由であっても良いとは思わぬ。

#### <徴兵制について>

(S) 徴兵制があることを前提にして、兵役拒否があるので、兵役拒否の議論以前に徴兵制があるのかいらないのかの議論が要る。

(Y) 今は徴兵制がないから兵役拒否について話せるが、徴兵制になったら拒否を言えるかどうか疑問だ。

(M) 私の父は兵役検査の前に醤油を飲んで病気になるまで兵役を免れた。それを父の死後、家族から聞いた。残念ながらどういつもりでそうしたか聞く機会がなかった。

(K) 最初の頃の徴兵制は結構ゆるく、長男だから行かなくても良いとか、税額が多い人は行かなくて良いということがあった。また、北海道と沖縄は後になってから徴兵制になった。夏目漱石は北海道に養子に行ったことにして兵役を免れている。

北朝鮮の脱北者の手記を読むと、兵役を逃れるために農機具で足の指を切り落としたりすることがあるらしい。古今東西を問わず、兵役拒否をする人はいる。

(H) 自衛隊がイラクに派遣されたことに賛否が分かれたが、賛成の人が自分や自分の回りの人がイラクに行くことを想定して賛成しているとは思えない。見ず知らずの他人が行くから賛成できる。そういう意味で徴兵制を想定して平和の問題を考えないといけぬと感じている。

(Y) 道具や制度があると使いたがる人たちがいる。徴兵制も持っていたら何かの時に利用される危険がある。

(O) 自由や個人を尊重する国家が個人に対してどこまで強制的な命令を下せるのかという問題がある。過半数の賛成で法律ができたとしても殺し合いを国家が個人に命じてよいのか。戦いを命ずる法律は憲法の理念に反するので、国家が出すべき命令ではない。

戦争とは何かを学ばせる目的で訓練を受けさせる、という制度はありうるかもしれない。しかし、実戦に行けという命令は個人意思によるべきだ。

(S) 戦争とは何かを学ぶ制度はあったとしても徴兵制とは別の考えになるだろう。

(T) 徴兵制では戦争に行かなくてはならない。軍隊は訓練の場ではない。

(H) 民主国家において国を自分たちで守るといいながら自分は行きませんという考え方に疑問を感じてしまう。そのため、自衛隊を否定しない状態では徴兵制に反対しづらい。

(Y) 自分が行かなくても済む人たちが、徴兵制のようなことを進めるのではないか。

(S) 軍隊があつての徴兵制なので、当然ながら徴兵制を認める前提に軍隊がある。徴兵制は軍隊を肯定するものなので、私は徴兵制に反対だ。

(T) 少し前、安倍内閣の時に憲法改正が現実化しつつあった。失脚して憲法改正が遠ざかったイメージがあるが、大連立になったらどうなるかわからない。憲法改正されれば次は徴兵制だと思っている。たいていの人にはそんなことは無いだろうと言う。徴兵制が日本でありえない根拠の一つに、徴兵制は時代遅れという意見があるが、ドイツや韓国は徴兵制だ。また、アメリカは志願制だが徴兵名簿の作成は止めていないのでいつでも徴兵制を取る体制は残している。根拠の2つ目にハイテク兵器の時代に合わないという意見がある。確かにハイテク兵器を作るのは知識がいるだろう。しかし、使うのにそれほどの知識がいるのだろうか。もし、知識が必要だという場合でも、徴兵制で優秀な人材を集めたほうが良いとい

う考えもある。さらに気になるのは国民投票法の投票が18歳以上になったことだ。他は20歳以上なのにこれだけ18歳になったのは徴兵制をにらんでのものではないかという気もする。

- (N) 国を守るといって、国とは一体何か。戦争遂行者を守るだけで権力を持たない庶民が被害を受けるのではないか。国とは何かを解き明かさないう限り、兵役の問題も浮かび上がってこない。公権力の意思によって強制させられたくない。
- (B) 攻めてきた国と戦わないと言い難い状況になった時、最後まで何もしないでよいのか。徴兵制かどうかは別にして、戦う必要が生じてくるかもしれない。
- (K) 徴兵制は日本に導入されないだろうという意見が多いが、徴兵制賛成を主張している人もいる。インターネットの投票サイトでは徴兵制賛成が多く、反対意見も徴兵制にすると弱くなるからという理由が目立ち、人権や平和主義的な立場での反対の声は少なかった。世論は少し変わってきているようだ。

<アムネスティについて>

- (C) アムネスティという組織や規模について知りたい。
- (K) 80カ国にあり、会員数は220万人。
- (C) 良心的兵役拒否の人に対する取り組みはあるのか。
- (K) 例えば、トルコで兵役拒否が問題になると、本部から調査員を送って実態を調査した上で、拘禁されている人を釈放するように働きかけるような活動をしている。
- (C) アムネスティで活動する人が軍や政府から圧力を受けたり拘禁されたりすることはあるのか。
- (K) 大体の国ではそういうことはないが、一部の国ではマークされていることはあるようだ。

[ 3 ] 地元の小学校の取り組み紹介

- (A) 以前の勉強会で、学校では広島原爆など被害を受けたことばかり教えるという意見があったが、自分の娘の学校では加害者としての話も被害者としての話も両方、先生から聞いている。広島へ修学旅行に行く前に時間をかけて学校で勉強し、家で思い出して泣いてしまうほどだった。そして、勉強の最後として、自分たちの想いを歌にして卒業式で歌うことになっている。私は子供が素直な気持ちで歌を歌っていることに希望を感じている。

(最後に、卒業式で歌う歌「Say yes to the Peace」を聴いて終了)

以上

次回予定

【日時】2008年5月18日(日)13:30~15:30

【場所】かしはら万葉ホール4階研修室1

【内容】憲法

問題提起 前川清成氏(弁護士・参議院議員)